

# 業務の運営に関する規程

事業所名 根室商工会議所 無料職業紹介所

## 第1 求人

1 本所は、（\*取扱職種の範囲等）に関する限り、根室商工会議所の会員である事業所（以下「会員事業所」といいます）からの求人の申し込みのみについてこれを受理します。

ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示が出来ないときは、当該明治すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

（\*取扱職種の範囲等）出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人に係る職業紹介  
求職者：会員事業所へ就労しようとするもの（特定技能外国人）

求人者：根室商工会議所の会員に限る

地 域：国内、ベトナム社会主義共和国

## 第2 求職

1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは本人が直接来所されて所定の求職票と所定の添付書類と共に申し込みください。

また、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

## 第3 紹介

1 求職者の方には職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえそのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メールの使用により明示します。紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示が出来ないときは、当該明治すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職者の方を求人者に紹介する際には、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行ってください。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

## 第4 その他

1 本所は、職業安定機関と及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

- 2 本所の行った職業紹介の結果について、求人者、求職者双方から本所にその報告をしてください。  
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヵ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求職者から本所に対し報告して下さい。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲は、  
出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人に係る職業紹介  
求職者：会員事業所へ就労しようとするもの（特定技能外国人）  
求人者：根室商工会議所の会員に限る  
地 域：国内、ベトナム社会主義共和国
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

代表者 根室商工会議所  
会頭 山田 康志